

鳥取県における高齢者福祉サービス事業所等の  
第三者評価基準案について

令和2年6月30日／長寿社会課

令和2年3月31日付けで高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価基準（国）が改正されたところであるが、内容を精査したところ本県の基準として適用することが適当であると判断したことから、引き続き、当基準を本県における第三者評価基準として用いることとする。  
※県で独自の規定（内容の付加等）は設けない（これまでも平成25年制定の国基準を適用）

## 令和2年3月31日改正

- 「共通」評価基準（高齢者福祉サービス事業所等版）  
平成29年3月31日に改正された「高齢者福祉サービス共通評価基準ガイドライン」の内容を、別紙のとおり、共通評価基準ガイドラインの内容に沿って所要の文言の修正等を施したもの
  - 「内容」評価基準（高齢者福祉サービス事業所等版）  
共通評価基準の改定に併せて、所要の文言の修正等を施したもの
- ※いずれも、平成29年改正による記載内容を整理し明確にしたものであって、基準や考え方そのものに変更を加えるものではない。

## &lt;参考&gt;

## 平成29年3月31日改正

- 「共通」評価基準（高齢者福祉サービス事業所等版）  
平成26年4月1日に改正された「福祉サービス共通評価基準」の目的・趣旨を変更しないことを基本とし、「内容の加筆・削除」、「高齢者福祉サービス事業所独自の内容の附加」を実施
- 「内容」評価基準（高齢者福祉サービス事業所等版）  
共通評価基準の改定に併せて、項目の整理を行い判断基準等の内容を見直し

## 平成26年4月1日改正

- 福祉サービス共通評価基準（53項目⇒45項目）
  - ・評価項目の重点化（評価項目の整理・統合、運営の透明性を高める取組の項目追加）
  - ・体系的に整理されていなかった評価基準の考え方等について整理

## 1 経緯等

本県の場合、第三者評価を行う際の基準は「鳥取県社会福祉・保健サービス評価事業評価機関認証要綱」に規定しており、現時点で高齢者福祉サービス事業所についてはH25制定の国基準を適用している。

今般、当該基準が原基準の内容・趣旨を維持したまま文言等に所要の改正が施されたことから、引き続き、本改正基準を第三者評価の基準として用いてよろしいかお諮りすることとした。

## 2 高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の体系

＜共通評価基準＞ 対象：全ての福祉サービス（国基準）

└─┬─┐  
└──┬──┘  
└──┬──┘  
└──┬──┘  
└──┬──┘  
└──┬──┘  
└──┬──┘

高年齢者福祉サービス事業所等

＜共通評価基準＞全福祉サービスを対象とした基準

＜内容評価基準＞高齢者福祉サービスに特有の内容を規定

※本通知は特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホームを含む全ての高齢者福祉サービス事業所等に適用される。

<社会福祉法>

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

## 高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価共通評価基準の解説版について

※ 高齢者福祉サービス事業所等（特別養護老人ホーム、通所介護、訪問介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）での評価が効果的に行えるように、共通評価基準ガイドライン（平成30年3月26日）の趣旨が変わらぬように配慮して、以下のように内容の加筆・削除等を行っている。

### 1. 共通評価基準の改定

（1）「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」（平成30年3月）

○厚生労働省より「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」（平成30年3月）が通知され、福祉サービス第三者評価基準ガイドライン、福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドラインが改定された。

○この改正は、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による第三者評価事業を取り巻く環境の変化に対応するために行われたものである。

（2）高齢者福祉サービス版第三者評価基準ガイドラインの改定

○共通評価基準は、各福祉施設・事業所の種別に関わりなく共通的に取り組む事項に関し評価する基準であり、高齢者福祉サービス版共通評価基準ガイドラインは、平成30年3月26日の「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針」の全部改正」の一部改正について」のもとに改定した。